

## 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点

## 第 1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

- 1 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）
- 3 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）

## 第 2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

- 1 転籍の在り方（技能実習）
- 2 管理監督や支援体制の在り方
  - （1）監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方（存続の可否を含む。）
  - （2）国の関与や外国人技能実習機構の在り方（存続の可否を含む。）
  - （3）国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。）
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

※上記論点は、中間報告書（制度の在り方の方向性）の提出までに議論する。

## ※留意点

特定技能制度は、平成 31 年 4 月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施行後 1 年もたたない時期（令和 2 年 2 月）から約 2 年にわたって海外からの入国が制限されていたことから、運用状況の更なる把握や分析が必要である。

以上